4月から市立病院の組織が一部変わります

▼入退院支援室の新設

患者さんの入院時から退院後の在宅や施設での療養がよりスムーズに行えるよう、退院を見据えた支援を行うため、地域連携センター内に入退院支援室を新設します（左図のとおり）。

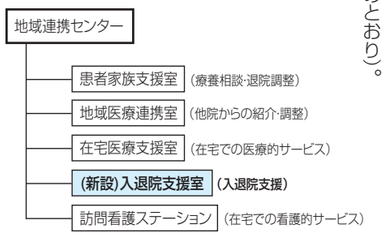

▼診療科の再編

診療科名を具体的に表し、患者さんがより適切に専門的な医療を受けられるよう、循環器科を循環器内科に名称変更するとともに、呼吸器科を呼吸器内科と呼吸器外科に分けます。

問い合わせ先　市立病院職員課☎22-6050番（内線3502番）、FAX26-0754番

産婦人科の木曜日診療が完全予約制になります

4月から産婦人科の外来診療は、木曜日を完全予約制とします。これに伴い、これまで完全予約制としていた水曜日の外来診療は、通常診療となります。

問い合わせ先　市立病院産婦人科外来受付（6ブロック）☎22-6050番（内線2602番）

子ども医療費助成の通院（外来）対象年齢を拡大しました

通院（外来）医療費助成の対象年齢は、これまで小学校就学前まででしたが、4月診療分より**小学3年生（9歳に達した日以後の最初の3月31日）まで**に拡大しました。

この助成を受けるためには、福祉医療費受給券（子ども医療）の交付を受けることが必要です。交付申請書を提出した人には、4月1日㈰より有効の福祉医療費受給券（子ども医療）をお送りしています。まだ交付申請書を提出していない人は、申請をお願いします。詳しくはお問い合わせください。

※4月1日㈰以降に滋賀県内の医療機関を受診する際は、健康保険証と福祉医療費受給券（子ども医療）を一緒に提示してください。県外の医療機関を受診する場合は、一旦健康保険の自己負担分の支払いが発生しますが、㊢保険年金課で払い戻しの申請をすれば、自己負担分の医療費をお返しできます。

※小学4年生から中学3年生までの入院費の助成は、これまでどおり福祉医療費受給券の交付はないため、医療機関で医療費を支払った後、㊢保険年金課で払い戻しの申請が必要です。

【払い戻しの申請に必要なもの】領収書（保険点数などがわかるもの）、印鑑、振込先口座の通帳、助成対象者の健康保険証（小学4年生から中学3年生までの入院費の助成のみ）、高額療養費・附加給付などの支払決定通知書（該当する人のみ）

申請・問い合わせ先　㊢保険年金課☎30-6136番、FAX22-1398番

副市長に山田 静男（しずお）さん

任期は、2018年4月1日から2022年3月31日までの4年間です。

指定袋に入っていない燃やすごみの回収を終了します

昨年から、リサイクルできる古紙および草･剪定枝を「燃やすごみ」として出す場合は、指定専用袋に入れていただくようお願いしてきました。市民の皆さんのご理解によって、袋に入っていない古紙や剪定枝が出されることが減少しており、袋利用に共感するご意見も多いことから、**3月末をもって指定袋に入っていない古紙や剪定枝の回収を終了します。**

指定専用袋に入れることで・・・

▶「地域で実施される資源回収」か「燃やすごみ」かが明確になり、誤って地域で実施される資源回収が燃やすごみとして回収されることを防ぎます。

▶枝木などが袋に入る大きさに統一されることで、収集車や焼却炉などの設備の故障を防ぎます。

※平成28年7月から新たに40Lタイプの指定袋を追加し、従来より大きいものが入るようになりました。

問い合わせ先　㊢清掃センター☎22-2734、FAX24-7787

「医療費のお知らせ」と「ジェネリック医薬品差額通知」を送付します

医療費のお知らせ

国民健康保険および後期高齢者医療の加入者に、「医療費のお知らせ」を送付しています。皆さんが負担している保険料などを、医療費として有効に活用するために、適切な受診を心がけていただくよう、今年度も引き続き実施します。

この通知は、同じ月に医療機関で受診した人の医療費を、国民健康保険の加入者には世帯ごとに年6回、後期高齢者医療の加入者には加入者ごとに年3回、お知らせしているものです。

※「医療費のお知らせ」は、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができますので、大切に保管してください。

後期高齢者医療の加入者へお届けする月を、次のとおり変更します。

1回目　8月→9月
2回目　11月→翌年2月
3回目　翌年3月（変更なし）

ジェネリック医薬品差額通知

加入者のうち、調剤薬局から薬を処方されている人で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額が軽減できる可能性がある人を対象に、「ジェネリック医薬品差額通知」を送付しています。

この通知は、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる金額の目安を記載したもので、国民健康保険の加入者には加入者ごとに年4回、後期高齢者医療の加入者には加入者ごとに年2回お知らせしているものです。

その他の医療保険に加入している人は、それぞれご加入の医療保険者にお問い合わせください。

問い合わせ先　㊢保険年金課☎30-6112番、FAX22-1398番、滋賀県後期高齢者医療広域連合☎077-522-3013番、FAX077-522-3023番

2018・2019年度の後期高齢者医療の保険料

高齢者を取り巻く環境が厳しさを増していることを考慮し、保険料負担の急増を緩和するとともに、経済の動向などを踏まえ、4月1日㈰から保険料率を左表のとおり改定します。

※保険料が軽減される場合に下表のとおり変更点があります。

4月からの保険料率

区分	保険料率	
	現行（2016、2017年度）	**改定後（2018、2019年度）**
被保険者均等割額	45,242円	**43,727円**
所得割率（※）	8.94%	**8.26%**
年間保険料の上限額	57万円	**62万円**

※「所得割額」の計算方法:総所得金額等から基礎控除の33万円を差し引いた金額×上記の割合

所得が低い人の保険料の均等割額（被保険者全員が等しく負担する保険料）の軽減の範囲を拡大します

世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の人は、均等割額が「9割」「8･5割」「5割」「2割」のいずれかの場合で軽減されます。

保険料額の通知は、7月中旬に対象者へ送付します。

保険料の軽減割合

変更になる保険料	現行	4月から
健康保険などの被扶養者だった人の均等割	7割	**5割**
所得が低い人（※）の所得割	2割	**軽減なし**

※総所得金額等から基礎控除の33万円を差し引いた金額が58万円以下の人

詳細は滋賀県後期高齢者医療広域連合のホームページ（http://www.shigakouiki.jp/index.html）をご覧ください。

申請・問い合わせ先　㊢保険料課☎30-6145番、FAX22-1398番、滋賀県後期高齢者医療広域連合☎077-522-3013番、FAX077-522-3023番

〈広告欄〉

屋根補修（雨漏れ補修）　漆喰塗り直し　屋根・外壁塗装
総合住宅リフォーム　住まいのことなら何でもおまかせ!!
ローンOK! 月々5,000円～
(株)三共　【本社】彦根市和田町41-11
0120-272-852

相続税
相続税･贈与税無料相談会
4月19日（木）午後から開催
ご予約は随時電話受付中　お待ちしております
（初めてのご利用の方に限り1時間まで無料とさせて頂いております）
TKC全国会 大辻税理士法人
担当税理士 大辻 正樹･田井 尊之
【彦根事務所】彦根市平田町410-6
TEL 0749-23-6432（資産税課直通）
E-mail info@ootuji.com
http://www.ootuji.com/